

大台町建設工事同日落札数制限の一部改正について

下記のとおり、建設工事競争入札にかかる同日落札数制限を一部改正しましたのでお知らせします。

入札にあたっては、十分注意されるようお願いいたします。

記

1. 一部改正の内容

(1) 対象工事の見直し

対象とする建設工事は、原則として競争入札に付する建設工事（以下「対象工事」という。）について適用します。ただし、町長が特に必要と認めた建設工事は、この限りではありません。

(2) 制限方法の見直し

同日に開札を執行する対象工事について建設業法第3条第2項に規定する業種の区分に関係なく1業者が落札できる件数を原則として1件とします。ただし、町長が特に必要と認めた建設工事は、この限りではありません。

2. 適用時期

平成24年7月1日から適用する。

経過措置として、平成24年7月1日以降、指名通知（告示）を行う入札会から適用します。

3. その他

入札に参加される業者の方については、落札希望の高い建設工事に参加できなくなる場合もありますので十分注意してください。